

国土交通省

01. 社会資本整備総合交付金
02. PPP/PFI の先導的な案件形成に係る支援等
03. 地域公共交通確保維持改善事業
04. 総合的な交通体系整備の推進に関する調査
05. 離島流通効率化事業
06. 離島活性化交付金
07. 集落活性化推進事業
08. 事業転換のための課題解決の支援
09. 地籍調査事業
10. 都市部官民境界基本調査
11. 地籍整備推進調査費補助金
12. 山村境界基本調査
13. 防災集団移転促進事業
14. 住民参加型まちづくりファンド支援業務
15. 歴史的風致維持向上推進等調査
16. 高齢者等居住安定化推進事業
17. 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業
18. 住宅セーフティネット基盤強化推進事業

19. 空き家再生等推進事業
20. サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制
21. 優良建築物等整備事業
22. 住宅・建築物安全ストック形成事業
23. 耐震対策緊急促進事業
24. 地域居住機能再生推進事業
25. 都市鉄道利便増進事業
26. 都市鉄道整備事業（地下高速鉄道）
27. 幹線鉄道等活性化事業（旅客線化）
28. 幹線鉄道等活性化事業（連携計画）
29. 鉄道施設安全対策事業（鉄道施設の耐震対策）
30. 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の優遇
31. 鉄道駅総合改善事業
32. 環境対応車普及促進対策
33. 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進
34. 超小型モビリティの導入促進
35. 国際コンテナ戦略港湾の機能強化

国土交通省 1

施策名	社会資本整備総合交付金	予算額(百万円)	903,136
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援。		
対象者	都道府県、市町村		
対象事業	<p>○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路事業 2. 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業） 3. 河川事業 4. 砂防事業 5. 地すべり対策事業 6. 急傾斜地崩壊対策事業 7. 下水道事業 8. その他総合的な治水事業 9. 海岸事業 10. 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第46条第1項の都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）に基づく事業等） 11. 広域連携事業（広域的域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。）第5条第1項の広域的域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）に基づく事業等） 12. 都市公園等事業 13. 市街地整備事業 14. 都市水環境整備事業 15. 地域住宅計画に基づく事業（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。）第6条第1項の地域住宅計画（以下単に「地域住宅計画」という。）に基づく事業等） 16. 住環境整備事業 <p>○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業等</p>		
支援内容	○社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を掛けてた額を算出し、合計した額を超えない範囲で交付		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>○地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。</p> <p>○国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して、交付金を交付。</p> <p>○計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 大臣官房 社会資本整備総合交付金等 総合調整室	TEL : 03-5253-8967 FAX : 03-5253-8968 URL : http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	

国土交通省 2

施策名	PPP/PFIの先導的な案件形成に係る支援等	予算額(百万円)	594
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を着実にを行うため、従来のPFI制度に基づく事業を拡大するとともに、新たなPPP（官民連携）／PFI制度の構築と具体的な案件の形成を推進する。</p> <p>このため、検討課題を有する具体的な案件を題材として、新たな官民連携事業の導入等を目的とした以下の調査・検討や、官民連携事業導入の検討に要する地方公共団体等の調査委託費への助成を実施している。</p>		
対象者	<p>(1) 官民連携事業の推進に関する検討調査</p> <p>○地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体または公共施設等の整備等を行う独立行政法人、公共法人）及び民間事業者</p> <p>(2) 先導的官民連携支援事業</p> <p>○地方公共団体等</p>		
対象事業	<p>(1) 官民連携事業の推進に関する検討調査</p> <p>○官民連携事業のうち、国土交通省の所管する事業であって、新たな官民連携事業の導入にあたって検討課題を有する具体的な案件</p> <p>(2) 先導的官民連携支援事業</p> <p>○官民連携事業のうち、国土交通省の所管する事業であって、先導的な事業例として位置付けられる事業の導入を検討する地方公共団体等が行う調査</p>		
支援内容	<p>(1) 官民連携事業の推進に関する検討調査</p> <p>○新たな官民連携事業の導入にあたって検討課題を有する具体的な案件を、地方公共団体等及び民間事業者から、広く募集し、国土交通省において調査・検討を行う</p> <p>(2) 先導的官民連携支援事業</p> <p>○官民連携事業の検討のために、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費）を補助</p> <p>○全額国費による定額補助</p> <p>○補助金の1件あたりの上限は2,000万円</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①官民連携事業の推進に関する検討調査</p> <p>○国土交通省が、国土交通省所管の新たな官民連携事業の導入にあたって検討課題を有する具体的な案件を広く募集（公募期間：（1次）平成25年3月5日～4月19日、（2次）7月～8月頃（予定）（注））。</p> <p>○国土交通省が、有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、検討の対象とする課題を選定。</p> <p>○国土交通省において官民連携の推進のために必要な調査・検討を実施。</p> <p>②先導的官民連携支援事業</p> <p>○国土交通省が、国土交通省所管の事業であって、先導的な事例として位置付けられる官民連携事業の導入を検討する地方公共団体等に対して、具体的な案件を公募（公募期間：（1次）平成25年3月5日～4月19日、（2次）7月～8月頃（予定）（注））。</p> <p>○国土交通省が、外部有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、補助対象事業を選定し、補助金の交付を行う。</p> <p>（注）3月の1次募集、選定等の後、追加として7～8月頃に第2次の案件募集、選定等を行う予定としています。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 総合政策局 官民連携政策課	TEL：03-5253-8981 FAX：03-5253-1548 URL： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html	

国土交通省 3

施策名	地域公共交通確保維持改善事業	予算額(百万円)	30,578
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。		
対象者	下記a・b ・交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提） 下記c ・地域における協議会		
対象事業	a. 地域公共交通確保維持事業 ・存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路の確保・維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組み。 b. 地域公共交通バリア解消促進等事業 ・バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナル等のバリアフリー化 ・バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等公共交通の利用環境改善 ・地域鉄道の安全性向上に資する設備整備 等 c. 地域公共交通調査等事業 ・地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査（以下、「調査事業」） ・地域ぐるみの利用促進に資する取組（以下、「地域協働事業」）		
支援内容	a. 地域公共交通確保維持事業 <補助率>1/2 b. 地域公共交通バリア解消促進等事業 <補助率>1/3 等 c. 地域公共交通調査等事業 ・調査事業 <補助率>定額（上限2,000万円） ・地域協働事業 <補助率>1/2		
変更のポイント	地域協働による取組み等について支援を一部拡充		
支援手続スケジュール (予定でも可)	補助金を受ける手順は、以下のとおり。 a. 地域公共交通確保維持事業 事業開始に先立ち、協議会での議論を経て、協議会、都道府県又は市町村（以下、「協議会等」という。）は、地域公共交通の確保維持の取組についての生活交通ネットワーク計画を策定し、運輸局等に認定を申請。 国土交通大臣は、補助対象期間の開始前に当該計画の認定及び補助額の内定を行い、協議会等に通知。 生活交通ネットワーク計画に事業実施予定者として定められた交通事業者等は、大臣の通知を受けて事業を実施した後、補助金の交付申請を行い、補助を受ける。 b. 地域公共交通バリア解消促進等事業 協議会等は、地域公共交通のバリア解消促進等の取組についての生活交通ネットワーク計画を策定し、当該計画に事業実施予定者として定められた交通事業者等は、当該計画とともに運輸局等に補助の申請を行い、補助を受ける。 c. 地域公共交通調査等事業 ・調査事業 協議会は、調査事業の実施に関する事項を記載した計画等を添えて、運輸局等に補助の申請を行い、補助を受ける。 ・地域協働事業 地域における協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する協議会に限る。以下同じ。）は、地域協働事業に関する計画を策定し、運輸局等に認定を申請。 運輸局長等は、当該計画を認定し、協議会に通知。 当該計画の認定を受けた協議会は、補助金の交付申請を行い、補助を受ける。		
備考	—		
連絡先	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課	TEL : 03-5253-8396 FAX : 03-5253-1513 URL : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html	

国土交通省 4

施策名	総合的な交通体系整備の推進に関する調査	予算額(百万円)	14の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>地域における円滑な移動の確保（地域モビリティ）に課題を持つ方々に対して、課題解決に向けた取り組みを進めるにあたって必要となる計画立案の方法や多様な主体の合意形成の方法、災害発生時のモビリティ確保への対応に向けた平常時からの取り組みといった知恵・ノウハウについて提供することにより、地域の取り組みを支援。</p> <p>合わせて、毎月一回メールマガジンを希望者に向けて発行しており、定期的な情報提供を実施することにより、地域の取り組みを支援。知恵袋2012をより活用しやすくするガイドブックを作成しており、平成25年前半に公表予定。</p>		
対象者	都道府県、市町村、NPO等		
対象事業	<p>地域における円滑な移動の確保（地域モビリティ）に係る以下のニーズ等への情報提供を対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的に計画・実施するための基礎的な情報・ノウハウに係るニーズ ○ 地域モビリティ確保に向けた計画策定に関するノウハウに係るニーズ ○ 取り組み実現のプロセスにおいて複数の主体の合意形成に関するノウハウに係るニーズ ○ 災害発生後の地域モビリティ確保に向けた平常時からの取り組みに係るニーズ <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における円滑な移動の確保（地域モビリティ）に課題を持つ方々に対して、知恵・ノウハウについて提供することによる支援 ○ 希望者に対するメールマガジンによる定期的な情報提供による支援 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報提供等を希望する場合、以下連絡先担当者へ電話により連絡。 ○ 定期的な情報提供（メールマガジン）については、以下URLにアクセスし購読の申し込みを実施（担当者への電話連絡でも可） 		
備考	—		
連絡先	国土交通省 総合政策局 総務課	TEL : 03-5253-8795 FAX : 03-5253-1675 URL : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/index.html	
		[メールマガジン]	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000005.html

国土交通省 5

施策名	離島流通効率化事業	予算額(百万円)	250
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	離島振興法第7条の3第2項		
概要	島内産業の振興により定住を促進するため、海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で、離島の流通効率化に効果のある施設整備（改築等を含む）又は機材導入を行う団体に対し、国が必要な予算を支援。		
対象者	1) 地方公共団体：都道府県、市町村 2) 民間団体：農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生産組合などが単独又は共同で実施（但し、流通効率化協議会の設置が必要）		
対象事業	海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通の効率化に効果のある以下の機材の導入又は施設整備（改築等含む）であって、離島の流通効率化のために限定して利用するもの ①施設：倉庫、荷さばき所、冷凍庫、冷蔵庫、簡易加工所 ②機材：コンテナ、フォークリフト、トラック ③物資運搬船等の改良（保冷施設の設置等） ④付属設備		
支援内容	流通の効率化に資する機材導入又は施設整備（改築含む）に要する経費の1/2以内を補助		
変更のポイント	1. 対岸本土側での施設整備等 2. 物資運搬船等の改良（保冷施設の設置等）を追加		
支援手続スケジュール (予定でも可)	手続スケジュール（予定）は以下のとおり。 ①案件募集（5月頃） ②補助申請（6月頃） ③交付決定（7月頃） ④事業実施（8月～）		
備考	—		
連絡先	国土交通省 国土政策局離島振興課	TEL：03-5253-8421 FAX：03-5253-1594 URL：	

国土交通省 6

施策名	離島活性化交付金	予算額(百万円)	1,000
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	離島振興法第7条の3第2項		
概要	平成25年度から全面施行される改正離島振興法を踏まえ、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、離島活性化交付金を新たに創設し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。		
対象者	都道府県、市町村、民間団体		
対象事業	定住促進事業、交流促進事業、安全安心向上事業		
支援内容	補助率： 都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内 民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体等が離島活性化事業計画を作成、提出 2. 国土交通省が承認 3. 地方公共団体等が交付申請 4. 国土交通省が交付決定 		
備考	—		
連絡先	国土交通省 国土政策局離島振興課	TEL : 03-5253-8421 FAX : 03-5253-1594 URL :	

国土交通省 7

施策名	集落活性化推進事業	予算額(百万円)	290
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を目的として、市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎等の既存公共施設(ストック)を活用した、公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流の活発化による交流・定住の促進に資する施設への改修整備を支援。</p>		
対象者	対象地域(離島、豪雪、山村、半島、過疎)を含む市町村 等		
対象事業	<p>地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業の実施に必要な施設の整備及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等が対象</p>		
支援内容	<p>上記の事業を実施する市町村に対して、補助金の交付により支援。 補助率は1/2以内。なお、市町村がNPO等の行う当該施設整備と一体的な調査等に対して補助する場合は、市町村が補助する額の1/2以内。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金の交付を受けようとする地方公共団体は、集落活性化推進事業費補助金交付要綱に示す様式を作成し、申請書を国土交通省に提出。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 国土政策局 地方振興課	TEL : 03-5253-8403 FAX : 03-5253-1588 URL : http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html	

国土交通省 8

施策名	事業転換のための課題解決の支援	予算額(百万円)	185
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	<p>(本事業は、一般的には「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」と呼称。)</p> <p>○経営戦略相談窓口を設置し、中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営上の課題を支援するため、中小企業診断士や公認会計士等専門家によるアドバイスを実施(相談支援)。このうち、特に新事業展開、企業再編・廃業であり、他企業に対するモデル性のある案件に関してはこれらの専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等の目標達成まで継続支援(重点支援)。</p>		
対象者	中小・中堅建設企業		
対象事業	—		
支援内容	<p>【相談支援】 相談を希望される方が経営戦略相談窓口にお問い合わせ。以下の手順により、相談に対応。 1) 経営戦略相談窓口の職員が、建設企業から受けた相談について、「エリア統括マネージャー」に対応を依頼。 2) エリア統括マネージャーが相談企業に電話連絡し、相談に対応。必要に応じて、面談の日時を調整の上、直接赴き、又は、建設業経営戦略アドバイザーを選定・派遣し、アドバイスを実施。(1企業あたり1回目は無料で、2回目は2,700円の負担で利用可。)</p> <p>【重点支援】 相談支援を実施した建設企業の中から、モデル性の高い取組を行う企業を選定し、支援を行う予定。重点支援として以下の二通りの支援を実施。 1) チームアドバイス支援：専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等を継続的に支援。 2) ステップアップ支援：建設業の持つノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部(上限300万円)を支援。</p>		
変更のポイント	<p>○平成25年度においては、以下の内容を拡充。 ・中小企業診断士や公認会計士等専門家による「相談支援」を拡充し、経営アドバイスと技術アドバイスを一体として実施することにより、建設企業の新事業展開等の取組に対する支援を強化。 ・専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等まで継続的に支援する「重点支援」を拡充し、建設業の持つノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援。</p>		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>○相談支援は、受託者(平成25年度は一般財団法人建設業振興基金)及び各地方整備局等に設置している「経営戦略相談窓口」に対し、電話又はFAXで申し込み。 ○重点支援は、相談支援の中から実現可能性、汎用性等に富んだ案件を選定して実施。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 建設産業振興室	TEL : 03-5253-8282 FAX : 03-5253-1555 URL : http://www.voi-kensetsu.com/advisory/	

国土交通省 9

施策名	地籍調査事業	予算額(百万円)	10,874 (うち復興特会483)
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	国土調査法第9条の2等		
概要	<p>【一般会計】 毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査を行うとともに、境界及び地積に関する測量を実施して、その結果を地籍図及び地籍簿に取りまとめる地籍調査を推進することにより、円滑かつ安定した土地取引等に貢献するもの。また、被災した場合における復旧・復興事業の迅速な実施を確保するとともに、地域の防災・減災対策を推進。</p> <p>【復興特会】 東日本大震災発生時に地籍調査を実施中又は実施済みであった地域において、自治体による測量成果の補正等と復興事業と連携して実施する地籍再調査を促進し、迅速な復旧・復興に貢献。</p>		
対象者	都道府県 市町村（都道府県経由） 森林組合等（都道府県経由）		
対象事業	市町村、都道府県又は森林組合等が行う地籍調査事業。		
支援内容	<p>【都道府県及び市町村】 地籍調査に要する経費の二分の一を負担。</p> <p>【森林組合等】 地籍調査に要する経費の三分の二を負担。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	①都道府県が事業計画を作成し、国土交通省が同意。 ②都道府県が補助金交付申請を行い、国土交通省が交付決定。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 TEL : 03-5253-8111 土地・建設産業局地籍整備課 FAX : 03-5253-1580 URL : http://www.chiseki.go.jp/		

国土交通省 10

施 策 名	都市部官民境界基本調査	予算額(百万円)	809 (うち復興特会100)
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	国土調査法第2条、第4条等		
概 要	<p>【一般会計】 市町村等の地籍調査の前提となる官有地と民有地間の境界情報の整備に必要な基礎的な情報を調査し、市町村等の負担軽減を図るもの。また、当該調査により、被災した場合における復旧・復興事業の迅速な実施を確保するとともに、地域の防災・減災対策を推進。</p> <p>【復興特会】 被災地の地籍調査未実施地域における土地境界明確化のための国直轄の官民境界基本調査を実施。また、地籍調査の実施体制が十分でない市町村等に代わり、国において地籍調査を実施。</p>		
対 象 者	直轄事業。		
対象事業	<p>【一般会計】 国土交通省が行う都市部官民境界基本調査。</p> <p>【復興特会】 国土交通省が行う被災地における直轄の地籍整備調査。</p>		
支援内容	国土交通省において全額負担。		
変更の ポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>①市町村・都道府県と調整し、都市部官民境界基本調査又は地籍整備調査の対象地域を選定。</p> <p>②国土交通省において、民間事業者等に都市部官民境界基本調査又は地籍整備調査業務を発注。</p>		
備 考	—		
連絡先	<p>国土交通省 TEL : 03-5253-8111</p> <p>土地・建設産業局地籍整備課 FAX : 03-5253-1580</p> <p>URL : http://www.chiseki.go.jp/</p>		

国土交通省 1 1

施策名	地籍整備推進調査費補助金	予算額(百万円)	224
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	地籍整備推進調査費補助金制度要綱、地籍整備推進調査費補助金交付要領等		
概要	地方公共団体や民間事業者等が実施した地籍調査以外の測量成果を活用し、都市部の地籍整備を推進する。		
対象者	都道府県 市町村 民間事業者等		
対象事業	国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認められる地図及び簿冊を作成する国土調査以外の測量及び調査。		
支援内容	<p>【都道府県及び市町村】 対象事業（調査計画作成等、現況調査、境界確認、予備調査及び成果作成）に要した費用の2分の1を負担。</p> <p>【民間事業者等】 対象事業（調査計画作成等、現況調査、境界確認、予備調査及び成果作成）に要した費用の3分の1を負担。</p>		
変更のポイント	民間事業者等への直接補助を追加しました。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①対象者からの補助金の交付申請に基づき、国土交通省において交付決定。</p> <p>②対象者において測量発注。</p> <p>③対象者において完了実績報告。</p> <p>④国土交通省において額の確定。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省 TEL : 03-5253-8111</p> <p>土地・建設産業局地籍整備課 FAX : 03-5253-1580</p> <p>URL : http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html</p>		

国土交通省 1 2

施策名	山村境界基本調査	予算額(百万円)	250
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	国土調査法第2条、第4条等		
概要	山林における地籍調査の基礎とするため、高齢化や村離れ、森林の荒廃等により土地の境界が不明になりつつある地域の土地境界情報を調査して、将来の地籍調査の実施に役立てるもの。		
対象者	直轄事業。		
対象事業	国土交通省が行う山村境界基本調査。		
支援内容	国土交通省において全額負担。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	①市町村・都道府県と調整し、山村境界基本調査の対象地域を選定。 ②国土交通省において、民間事業者に山村境界基本調査業務を発注。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 TEL : 03-5253-8111 土地・建設産業局地籍整備課 FAX : 03-5253-1580 URL : http://www.chiseki.go.jp/		

国土交通省 1 3

施策名	防災集団移転促進事業	予算額(百万円)	44
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律		
概要	災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に係る経費に対し一部補助を行う。		
対象者	<p>集団移転促進事業を実施する市町村 (事業の規模が著しく大であることその他の事由により市町村が実施することが困難な事業については、当該市町村の申出により、都道府県が実施することができる。)</p>		
対象事業	<p>以下に掲げる経費に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費(当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。) ○ 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費 ○ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設その他の政令で定める公共施設の整備に要する経費 ○ 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費 ○ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費 ○ 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費 		
支援内容	補助率：3/4		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助を受ける主な手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村が集団移転促進事業計画を作成、都道府県知事を経由し、国土交通大臣に提出。(当該都道府県知事は、当該計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる。) ② 国土交通大臣が当該計画に同意。 ③ 市町村(又は都道府県)が国土交通大臣に対し補助金の交付を申請。 ④ 国土交通大臣が当該申請に係る補助事業が適当であると認めた場合、補助金の交付を決定。 ⑤ 市町村(又は都道府県)が集団移転促進事業を実施し、事業完了後、事業実績報告書を国土交通大臣に提出。 ⑥ 国土交通大臣が補助事業の成果について調査し、補助金の交付の決定の内容等に適合すると認めた場合、補助金の額の確定及び支払い。 		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省</p> <p>都市局都市安全課 都市防災対策推進室</p>	<p>TEL：03-5253-8402</p> <p>FAX：03-5253-1587</p> <p>URL：http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/g7_1.html</p>	

国土交通省 14

施策名	住民参加型まちづくりファンド支援業務	予算額(百万円)	200
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第6号		
概要	地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、まちづくり活動への助成を行う住民参加型まちづくりファンドに対して、(一財)民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を実施。		
対象者	交付先：(一財)民間都市開発推進機構 ※(一財)民間都市開発推進機構からの支援先は、住民参加型まちづくりファンド(公益信託、公益法人、市町村長指定のNPO等の非営利法人、都市再生整備推進法人として指定された会社若しくは復興まちづくり会社のうち一定の要件を満たすものは地方公共団体設置の基金)		
対象事業	まちづくりファンドが行う民間による都市開発事業(まちづくり)への助成等が対象。 ○(一財)民間都市開発推進機構の拠出金が、まちづくりファンドとの間の契約等により、公共公益施設整備、修景施設整備等、民間都市開発事業(まちづくり)への助成等に充てられることが確実であること。 ○募集等により、住民・企業等からまちづくりファンドへの資金拠出が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。		
支援内容	(一財)民間都市開発推進機構が、まちづくりファンドに対して資金拠出。 拠出金額は、次のうち、最も低い金額。 ○原則として2,000万円。ただし、まちづくりファンドの規模、助成等を考慮して必要と認められる場合には、5,000万円。 ○まちづくりファンドに対する地方公共団体の拠出金額 ○(一財)民間都市開発推進機構が拠出した後のまちづくりファンドの総資産額の3分の1		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール(予定でも可)	支援を受ける手順は、以下のとおり。 ○まちづくりファンドが、(一財)民間都市開発推進機構へ応募 ○(一財)民間都市開発推進機構が、有識者からなる選定委員会による審査を経て、支援対象を選定 ○(一財)民間都市開発推進機構が、まちづくりファンドに対して資金拠出 ※今年度の募集案内(スケジュール等)については、(一財)民間都市開発推進機構のホームページにおいて公表。		
備考	-		
連絡先	国土交通省 都市局まちづくり推進課 都市開発金融支援室	TEL：03-5253-8127 FAX：03-5253-1589 URL： http://www.minto.or.jp/products/fund.html (一財)民間都市開発推進機構のホームページ	

国土交通省 15

施策名	歴史的風致維持向上推進等調査	予算額(百万円)	77
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	<p>良好な景観や歴史的まち並みの形成における資金面、人材面、制度面等の共通課題に対応した取組の提案の募集を行い、応募された提案の中から優れたものを選定し、提案の応募者へ調査を委託する。取組を実施した調査の成果を、全国に広めることによって、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持及び向上の推進を図る。</p>		
対象者	<p>[応募主体] ○地方公共団体 ○地方公共団体を構成員に含む団体（協議会等） ○歴史的風致維持向上支援法人、景観整備機構又はその他の地域活性化に取り組む団体（提案について地方公共団体の推薦が必要）</p>		
対象事業	<p>[募集内容] 下記の良好な景観や歴史的まち並みの形成における共通課題に対応する取組の提案 ○民間資金の導入による町家等の歴史的建造物の修理・活用等の促進 ○広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成 ○伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的建造物保全システムの構築</p>		
支援内容	<p>[委託経費] 1件あたりの上限額は原則700万円程度 [採択件数] 予算の範囲内で採択 [委託期間] 契約締結時～平成26年3月上旬</p>		
変更のポイント	<p>共通課題の追加 継続：「民間資金の導入による町家等の歴史的建造物の修理・活用等の促進」 「広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成」 追加：「伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的建造物保全システムの構築」</p>		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①国土交通省都市局が共通課題に対応した取組の提案を募集 (募集開始 平成25年3月7日) ②応募団体が応募書類を提出 (応募書類提出期間 平成25年4月10日(水)～4月16日(火)17:00㍻) ③有識者で構成される評価委員会の評価を踏まえ選定し、応募団体へ選定結果を通知 (評価委員会の開催 5月中旬、選定結果の通知 5月下旬) ④国土交通省都市局と選定された応募団体が委託契約を締結し、調査を実施 (契約の締結 6月以降、調査期間 契約締結時～平成26年3月上旬)</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室	TEL：03-5253-8954 FAX：03-5253-1593 URL： http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_mn_000003.html	

国土交通省 16

施策名	高齢者等居住安定化推進事業	予算額(百万円)	34,000
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>高齢者等居住安定化推進事業は、高齢者、障害者及び子育て世帯が安心して生活することができる住まい及び住環境を整備することにより、高齢者、障害者及び子育て世帯の居住の安定確保を推進することを目的として、サービス付き高齢者向け住宅の整備事業や先導的な高齢者等向けの住まいづくり・まちづくりに関する事業等に対し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助する。</p>		
対象者	<p>下欄の対象事業を行おうとする者 <対象者の例> ○ 高齢者等向けの賃貸住宅、高齢者生活支援施設等の整備を行う者 ○ 高齢者向けの生活支援・介護サービス、子育て支援サービス等を提供する者 (民間事業者、社会福祉法人、医療法人等) 等</p>		
対象事業	<p>○ サービス付き高齢者向け住宅整備事業 高齢者住まい法の改正により創設したサービス付き高齢者向け住宅を整備する事業 ○ 高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業 先導的な高齢者等向けの住まいづくり・まちづくりに関する事業 (住宅・高齢者等の居住の安定確保に資する施設の新築・改修、技術の検証、情報提供・普及啓発) 等</p> <p>※それぞれの事業において、別途要件あり。</p>		
支援内容	<p>補助率(限度額)は以下のとおり。 ○ サービス付き高齢者向け住宅整備事業 新築:1/10、改修1/3(住宅:100万円/戸、施設:1,000万円/施設) ○ 高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業 新築:住宅共用部分整備費、加齢対応構造整備費及び高齢者生活支援施設整備費の合計の2/3 改修:高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者生活支援施設の改修に要する工事費の2/3 等</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	別途、ホームページ等でお知らせします。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局安心居住推進課	TEL : 03-5253-8952 FAX : 03-5253-8140 URL : http://www.koreisha.jp/service/ http://www.iog-model.jp/	

国土交通省 17

施策名	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業	予算額(百万円)	10,000
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等			
概要	<p>既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに空家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築する。</p>		
対象者	民間事業者等		
対象事業	<p>次の(1)に該当する既存住宅のリフォームに要する費用のうち、(2)に該当する費用を国が直接補助する。</p> <p>(1)補助対象となる住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅の管理の期間が10年以上であること ・災害時における被災者の利用に関する協定を地方公共団体等と締結するものであること ・改修工事完了後の最初の入居者は、子育て世帯、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者とするとともに、その後も住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと ・適切な管理が行われるものであること 等 <p>(2)補助対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加齢対応構造等(省エネ改修工事を含む。) ・共用部分に係る改修工事 (耐震改修、省エネルギー改修又はバリアフリー改修のいずれかを含む改修工事に限る。) 		
支援内容	補助率：1/3、補助限度額：100万円/戸		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	HP等にて手続きを周知。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局安心居住推進課	TEL：03-5253-8506 FAX：03-5253-1628 URL：	

国土交通省 18

施策名	住宅セーフティネット基盤強化推進事業		予算額(百万円)	450
			区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等				
概要	賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を図る。			
対象者	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、民間事業者等			
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業 ○家賃債務保証業等の適正化支援 ○賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援 ○居住支援協議会活動支援 ○改正高齢者住まい法の普及促進事業 			
支援内容	定額補助			
変更のポイント	—			
支援手続スケジュール (予定でも可)	各事業ごと、HP等にて手続きを周知。			
備考	—			
連絡先	国土交通省 住宅局住宅総合整備課	TEL : 03-5253-8506 FAX : 03-5253-1628 URL :		

国土交通省 19

施策名	空き家再生等推進事業	予算額(百万円)	社会資本整備総合交付金の内数
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等			
概要	老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅又は空き家住宅の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。		
対象者	市町村（特別の事情がある場合は都道府県）		
対象事業	<p>(活用事業タイプ)</p> <p>対象地域：過疎地域・産炭等地域（平成25年度までの時限措置：全国の区域）</p> <p>対象事業：○空き家住宅・空き建築物を体験宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設に改修する事業</p> <p>○空き家住宅・空き建築物の所有者の特定を行う事業</p> <p>(除却事業タイプ)</p> <p>対象地域：不良住宅又は空き家住宅の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域</p> <p>対象事業：○不良住宅・空き家住宅の除却等を行う事業</p> <p>○不良住宅・空き家住宅の所有者の特定を行う事業</p>		
支援内容	<p>【補助率】</p> <p>○空き家住宅又は空き家建築物の改築等に要する費用：[1/2]</p> <p>○空き家住宅又は空き建築物の活用を行う者に対し改築等に要する経費について補助する費用^{※1}：[1/3^{※2}]</p> <p>※1 地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用されるものであること</p> <p>※2 かつ地方公共団体が補助する額の1/2以内</p> <p>○不良住宅又は空き家住宅の除却費用^{※3}：[1/2]</p> <p>○不良住宅又は空き家住宅の除却を行う者に対し除却に要する経費について補助する費用^{※3}：[1/2]</p> <p>○不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用：[1/2]</p> <p>○津波避難施設等整備：[1/2]</p> <p>※3（「除却工事費」＋「除却により通常生ずる損失の補償費」）×8/10とする</p>		
変更のポイント	除却事業タイプの対象地域要件を拡充		
支援手続スケジュール(予定でも可)	各地方整備局建政部にご相談ください。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室	TEL：03-5253-8508 FAX：03-5253-1628 URL：	

国土交通省 20

施策名	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制	
	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)
		継続
根拠法令等	租税特別措置法 第14条1項 第47条第1項 第68条の34第1項 地方税法 附則第11条13項 附則第11条の4第3項 附則第15条の8第4項	
概要	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じる	
対象者	サービス付き高齢者向け住宅を新築等した者	
対象事業	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅であって、以下の要件を満たすものの新築等を行い、賃貸する事業	
支援内容	<p>サービス付き高齢者向け住宅について、次のとおり特例措置を講じる。</p> <p>○所得税・法人税【平成28年3月31日まで】 5年間割増償却 40%（耐用年数35年未満28%） 床面積要件：25㎡/戸（専用部分のみ）以上 戸数要件：10戸以上 ※ただし、平成27年4月1日～平成28年3月31日までの間に取得等したものの割増償却率は半分</p> <p>○固定資産税【平成27年3月31日まで】 5年間 税額を2/3軽減 床面積要件：30㎡/戸（共用部分含む）以上 戸数要件：5戸以上 構造要件：主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等 補助受給要件：国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること</p> <p>○不動産取得税【平成27年3月31日まで】 家屋 課税標準から1200万円控除/戸 土地 家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価額等を減額 床面積要件：30㎡/戸（共用部分含む）以上 戸数要件：5戸以上 構造要件：主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等 補助受給要件：国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること</p>	
変更のポイント	—	
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①サービス付き高齢者向け住宅の建設 ②サービス付き高齢者向け住宅の登録を受ける (※①と②は逆順でも可)</p> <p>③○所得税・法人税 賃貸の用に供した年の確定申告の際に、必要書類（登録の通知等予定）を提出し、税額の還付を受ける。 ○固定資産税・不動産取得税 サービス付き高齢者向け住宅の新築又は建築後使用されたことのないものの取得の年に、各自自治体の条例等の定めにより必要書類を提出し、税額の控除を受ける。</p>	
備考	—	
連絡先	国土交通省 住宅局安心居住推進課	TEL：03-5253-8952 FAX：03-5253-8140 URL： http://www.satsuki-jutaku.jp/doc/system_taxbreak_01.pdf

国土交通省 2 1

施策名	優良建築物等整備事業	予算額(百万円)	原則として社会資本整備 総合交付金により支援
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等			
概要	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業。		
対象者	優良建築物等整備事業の施行者（地方公共団体、民間事業者等）		
対象事業	<p><優良再開発型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の地権者が敷地の共同化を行い建築物を整備する事業 ・地区計画・建築協定の区域内で協調的な建築物を整備する事業 ・区分所有者による老朽化したマンションの建替えを行う事業 <p><市街地住宅供給型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における優良な共同住宅の供給を行う事業 <p><既存ストック再生型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物ストックのバリアフリー性能、省エネ性能等の向上、津波避難ビルへの改修を行う事業 <p>※ 各々の事業について補助要件が設定されています。</p>		
支援内容	<p>補助対象費用及び補助率は以下のとおりです。</p> <p>○補助対象費用 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費</p> <p>○補助率 原則として、国 1 / 3、地方公共団体 1 / 3、民間事業者等 1 / 3</p>		
変更のポイント	<p>平成 25 年度政府予算案において、地方都市都心部の再生をまちづくり計画等に位置づけ、官民連携の協議会を組織すること等を前提として、以下のとおり優良建築物等整備事業を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺と一体的な街なみを形成するよう複数の地区を協調的に建て替える場合、規模要件を緩和 ・再開発ビル等区分所有建物の耐震改修、省エネ改修等を支援対象に追加 		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	各地方公共団体及び地方整備局建政部等にご相談ください。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局 市街地建築課	TEL : 03-5253-8515 FAX : 03-5253-1631 URL :	

国土交通省 2 2

施策名	住宅・建築物安全ストック形成事業	予算額(百万円)	社会資本整備総合交付金の内数
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等			
概要	既存の住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、耐震診断やアスベスト含有の有無に関する調査、耐震改修やアスベスト対策等に対し支援を実施する。		
対象者	地方公共団体、都市再生機構、耐震改修支援センター、民間事業者等		
対象事業	①住宅・建築物に係る耐震化のための計画の策定、住宅・建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業 ②住宅・建築物（擁壁を含む）の耐震診断 ③住宅・建築物（擁壁を含む）の耐震改修 ④天井の耐震改修 ⑤既設エレベーターの防災対策改修		
支援内容	①住宅・建築物に係る耐震化のための計画の策定、住宅・建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業 交付率：国 1/2（建築物に係る耐震化のための計画の策定に関する事業にあっては、1/3）、地方公共団体 1/3 ②住宅・建築物（擁壁を含む）の耐震診断 交付率：国 1/2（建築物の耐震診断にあっては、1/3（緊急輸送道路沿道にあっては、1/2））、地方公共団体 1/3 ③住宅・建築物（擁壁を含む）の耐震改修等※ ※：緊急輸送道路沿道・避難路沿道の住宅・建築物は除却費も耐震改修工事費相当額まで助成対象 ○住宅（マンションを含む） 緊急輸送道路沿道の住宅 密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道等の住宅 …国・地方公共団体 各1/3 上記以外の住宅 …国・地方公共団体 各11.5%*1 *：上記助成率で求めた助成額に戸当たり30万円（国費15万円）を加算 ○建築物 緊急輸送道路沿道の建築物 密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道等の建築物 …国・地方公共団体 各1/3 避難所等の防災拠点 …国・地方公共団体 各1/3 避難路沿道（密集市街地、津波浸水区域等に係るもの以外）の建築物 …国・地方公共団体 各11.5% 多数の者が利用する建築物 …国・地方公共団体 各11.5% ④天井の耐震改修 国・地方公共団体 …各11.5%（地域防災計画等に位置づけられた避難所等については、1/3） ⑤既設エレベーターの防災対策改修 国・地方公共団体 …各11.5%		
変更のポイント	・住宅の耐震改修等について、通常の補助に戸あたり30万円を加算(平成25年度末まで) ・天井の耐震改修のみの場合、既設エレベーターの防災対策改修のみの場合も補助対象に追加		
支援手続スケジュール(予定でも可)	各地方整備局建政部にご相談ください。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	TEL：03-5253-8517 FAX：03-5253-1631 URL：	

国土交通省 2 3

施策名	耐震対策緊急促進事業	予算額(百万円)	10,000
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等			
概要	特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路の沿道建築物等の耐震化をより一層促進するため、これら建築物の耐震診断・耐震改修等について、通常の助成制度（住宅・建築物安全ストック形成事業等）に加え、支援を実施。		
対象者	事業者等		
対象事業	耐震診断の義務付け対象となる特に不特定多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路の沿道建築物等に係る耐震診断・耐震改修等		
支援内容	<p>補助率</p> <p>○耐震診断への補助：[通常] 国費1/3 → [緊急支援] 国費1/2</p> <p>○耐震改修等への補助：[通常] 国費11.5%、1/3 → [緊急支援] 国費1/3、2/5 （通常の社会資本整備総合交付金等による国費分を含む助成率） （上記の他、社会資本整備総合交付金等を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援）</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	未定		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	TEL : 03-5253-8517 FAX : 03-5253-1631 URL :	

国土交通省 2 4

施策名	地域居住機能再生推進事業	予算額(百万円)	3,000
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等			
概要	高齢化の著しい大都市周辺部において、居住機能の集約化とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組みを支援。		
対象者	都道府県、市町村、事業者等		
対象事業	<p>○対象地区：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備地区の面積概ね5ha以上、重点整備地区の面積概ね1ha以上であること ・入居開始から30年以上経過した公的賃貸住宅団地を含んでいること ・公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね1000戸以上であること <p>○事業要件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の事業主体による協議会を構成していること ・協議会で「地域居住機能再生計画」を策定すること ・公的賃貸住宅の管理戸数の適正化を図るものであること ・地域居住機能再生計画において、事業主体間の連携に関する事項のほか、高齢者世帯・子育て世帯等のための生活支援施設等の整備に関する計画等について定めること <p>○対象事業：</p> <p>①以下の社会資本整備総合交付金の基幹事業・関連公共施設整備の交付対象となる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅市街地総合整備事業 ・公営住宅等整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等 ・市街地再開発事業、優良建築物等整備事業 <p>②高齢者等居住安定化推進事業又は民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の補助対象となる事業</p> <p>③再生促進事業</p>		
支援内容	<p>○補助率等：</p> <p>①及び② それぞれの事業の補助率、補助限度額に準じる。</p> <p>③ 地方公共団体：1/2 それ以外：国 1/3、地方公共団体 1/3</p> <p>ただし、地域居住機能再生計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を上限とする。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	未定		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	TEL：03-5253-8517 FAX：03-5253-1631 URL：	

国土交通省 25

施策名	都市鉄道利便増進事業	予算額(百万円)	6,141
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等			
概要	<p>相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク(既存ストック)を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する。</p>		
対象者	第3セクター等		
対象事業	<p>(1) 速達性向上事業 ①既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設 ②複数の路線の間を連絡するために必要となる都市鉄道施設の整備（(1)に掲げるものを除く。） ③列車が追越しを行うために必要となる都市鉄道施設の整備</p> <p>(2) 駅施設利用円滑化事業 ①既存の駅施設（当該駅施設及びこれと一体として利用されている駅施設における1日当たりの平均的な旅客の乗降及び乗継ぎの数が15万人以上であるものに限る。）における乗降又は乗継ぎを円滑にするためのプラットホーム、改札口又は通路の整備 ②(1)の整備と一体的に行う自動車駐車場又は自転車駐車場の整備 ③鉄道線路の配置の変更その他の(1)又は(2)の整備に併せて行われる鉄道施設の変更</p>		
支援内容	補助金率：補助対象経費の3分の1以内（自治体補助額と同額）		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①都市鉄道等利便増進法に規定する速達性向上事業又は駅施設利用円滑化事業として行われ、速達性向上計画又は交通結節機能高度化計画に基づく施設の整備について、国土交通大臣の認定を受ける。</p> <p>②都市鉄道利便増進事業の施設の整備を行う者（以下「第3セクター等」という。）が都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱に基づき交付申請を行う。</p> <p>③交付申請書の書類の審査をしたうえで、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構より第3セクター等に対して補助金交付決定通知書を送付し、事業の進捗に応じて補助金を交付。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課	TEL：03-5253-8536 FAX：03-5253-1635 URL： http://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk4_000002.html	

国土交通省 26

施策名	都市鉄道整備事業（地下高速鉄道）	予算額(百万円)	13,944
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等			
概要	大都市における通勤・通学混雑緩和、駅等交通結節点を中心とした沿線地域の活性化を図るなど、都市機能を再生し、魅力ある都市を創造するために地下高速鉄道の新線建設、耐震対策及び大規模改良工事を推進する。		
対象者	公営地下鉄事業者、東京地下鉄（株）等		
対象事業	地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良工事（バリアフリー化、相互直通箇所における平面交差の立体交差化、折返施設の整備及び駅構内拡張等）		
支援内容	補助率：補助対象建設費（事業に要する費用の80%に90%を乗じた額）の35%（自治体補助額の範囲内）		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①公営地下鉄事業者等が地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱に基づき交付申請を行います。</p> <p>②交付申請書の書類の審査をしたうえで、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構より公営地下鉄事業者等に対して補助金交付決定通知書を送付し、事業の進捗に応じて補助金を交付する。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課	TEL：03-5253-8536 FAX：03-5253-1635 URL： http://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk4_000002.html	

国土交通省 27

施策名	幹線鉄道等活性化事業（旅客線化）	予算額(百万円)	1,539の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等			
概要	<p>既存ストックを有効活用しつつ、沿線地域の通勤・通学輸送を確保するとともに、駅等交通結節点を中心とした沿線地域の都市機能の向上・活性化を図る観点から、大都市圏における貨物鉄道線を旅客線化し、効率的な鉄道整備を推進する。</p>		
対象者	鉄道事業者等		
対象事業	大都市及びその周辺における貨物鉄道の旅客線化のための鉄道施設の整備を行う事業		
支援内容	<p>補助金率：補助対象経費（事業に要する経費の90%に80%、90%を順次乗じた額）の2/10以内（自治体補助額の範囲内）</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①鉄道事業者等が幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づき交付申請を行う。 ②交付申請書の書類の審査をしたうえで、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構より鉄道事業者等に対して補助金交付決定通知書を送付し、事業の進捗に応じて補助金を交付。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課	TEL：03-5253-8536 FAX：03-5253-1635 URL：	

国土交通省 28

施策名	幹線鉄道等活性化事業（連携計画）	予算額(百万円)	1,539の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	-		
概要	<p>地域公共交通活性化再生法による法定協議会の作成した総合連携計画に基づく鉄軌道利用者の利便性向上を図るための施設の整備を支援することにより、地域が行うサービスの向上や利用の活性化の取組を推進する。</p>		
対象者	地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会		
対象事業	輸送ニーズに対応した駅・路線の再配置、ダイヤ改正・増便等に必要な施設の整備 等		
支援内容	補助率：補助対象経費の1/3（地方公共団体の補助する額以内）		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>①法定協議会が幹線鉄道等活性化事業費補助交付要綱に基づき交付申請を行う。 ②交付申請書の書類の審査をしたうえで、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて同協議会に対して補助金交付決定書を交付し、事業の進捗に応じて補助金を交付。</p>		
備考	-		
連絡先	国土交通省 鉄道局 鉄道事業課 地域鉄道支援室	TEL：03-5253-8539 FAX：03-5253-1635 URL： http://www.mlit.go.jp/common/000033511.pdf	

国土交通省 29

施策名	鉄道施設安全対策事業（鉄道施設の耐震対策）	予算額(百万円)	1,836
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	鉄道営業法第1条・軌道法第14条		
概要	<p>全国の主要ターミナル駅の耐震対策を進めてきた鉄道駅耐震補強事業に加え、切迫性や被害の影響度の高い首都直下地震・南海トラフ地震に備え、避難活動、緊急支援物資の輸送等を支える緊急輸送道路等と交差又は並行する高架橋等の耐震対策に要する費用の一部を補助することで耐震対策を推進する。</p>		
対象者	鉄軌道事業者		
対象事業	<p>○乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震補強事業</p> <p>○首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、緊急輸送道路等と交差若しくは並行する高架橋等の耐震補強事業</p>		
支援内容	○地方公共団体の補助する額以内で、かつ、補助対象経費の1/3以内の額を補助する。		
変更のポイント	平成24年度限りであった発災時の緊急輸送道路確保のための鉄軌道施設の耐震対策に係る費用の一部を平成25年度以降も引き続き補助する。なお、平成25年度以降は津波避難路確保のための鉄軌道施設を新たに補助対象とする。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①鉄軌道事業者が交付申請書等を作成し、国土交通省に提出。</p> <p>②国土交通省が交付申請書等を審査のうえ、交付決定を行う。</p> <p>③補助事業が完了したのち、補助を受けた鉄軌道事業者が完了実績報告書を作成し、国土交通省に提出。</p> <p>④国土交通省が完了実績報告書を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、通知書を補助対象事業者へ通知する。</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 鉄道局 施設課 鉄道防災対策室	TEL : 03-5253-8555 FAX : 03-5253-1634	

国土交通省 30

施策名	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の優遇	予算額(百万円)	-
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	鉄道営業法第1条・軌道法第14条		
概要	切迫性や被害の影響度の高い首都直下地震・南海トラフ地震に備え、より多くの鉄軌道利用者の安全を確保する観点から、一層の耐震対策を推進するため、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄軌道施設の固定資産税を軽減する。		
対象者	鉄軌道事業者		
対象事業	<p>首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上の揺れが想定される地域等における以下の施設の耐震対策事業が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の路線の高架橋、橋りょう、開削トンネル ○ 緊急輸送道路等と交差又は並行する高架橋、橋りょう ○ 1日あたりの平均乗降客数が1万人以上の駅及び停留場 		
支援内容	○ 固定資産税の課税標準を5年間2/3に軽減する。		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>固定資産税の特例措置を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鉄軌道事業者が特例対象資産の概要等を添付して、地方運輸局長の証明を申請。 ② 地方運輸局長は特例対象資産を特定し、証明書を発行。 ③ 鉄軌道事業者が資産申告時に証明書を添付。 		
備考	-		
連絡先	国土交通省 鉄道局 施設課 鉄道防災対策室	TEL : 03-5253-8555 FAX : 03-5253-1634	

国土交通省 3 1

施策名	鉄道駅総合改善事業	予算額(百万円)	558
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等			
概要	<p>鉄道利用者の安全性や利便性向上を図るために、市街地再開発事業、土地区画整理事業、自由通路の整備等都市側の事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等を行い、駅機能を総合的に改善するなど、地域の中心である鉄道駅及びその周辺を整備することにより地域の活性化を図ります。加えて、人にやさしく活力ある都市の実現をめざし、既存の鉄道駅の改良と一体となって、地域のニーズにあった保育施設等の生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化(コミュニティ・ステーション化)を図る。</p>		
対象者	<p>○総合改善事業 駅の改良整備・保有を業務とする第3セクター ○連携計画事業 地域交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会</p>		
対象事業	<p>○総合改善事業 鉄道利用者の利便性、安全性の向上等を図るために必要となる鉄道駅の総合的な改善を行う事業であり、それと一体的に、市街地再開発事業、土地区画整理事業、駅前広場や自由通路等の整備事業が周辺で行われる事業 ○連携計画事業 地域交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通総合連携計画に位置づけられた、既存の鉄道駅の改良と一体となって行う生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化を図るための施設整備を行う事業</p>		
支援内容	<p>○総合改善事業 補助対象経費の1/5以内(自治体補助額の範囲内) ○連携計画事業 補助対象経費の1/3以内(自治体補助額の範囲内)</p>		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援の利用方法 ○総合改善事業 ①地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で、あらかじめ補助の対象として選定された鉄道駅の改良整備・保有を目的とするもの(以下「第3セクター」という。)が鉄道駅総合改善事業費補助(総合改善事業)交付要綱に基づき交付申請を行う。 ②交付申請書の書類の審査をしたうえで、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構より第3セクターに対して補助金交付決定通知書を送付し、事業の進捗に応じて補助金を交付する。 ○連携計画事業 ①市区町村において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく協議会を組織する。 ②組織した協議会の協議を経て、市区町村は「地域公共交通総合連携計画」を作成し、国土交通大臣へ送付する。 ③協議会より、②で作成した「地域公共交通総合連携計画」に位置づけられた生活支援機能施設を併設した鉄道駅の総合改善事業について、鉄道駅総合改善事業費補助(連携計画事業)交付要綱に基づき交付申請を行う。 ④交付申請書の書類の審査をしたうえで、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構より協議会に対して補助金交付決定通知書を送付し、事業の進捗に応じて補助金を交付する。</p>		
備考	-		
連絡先	<p>国土交通省 TEL : 03-5253-8584 鉄道局都市鉄道政策課 FAX : 03-5253-1635 駅機能高度化推進室 URL :</p>		

国土交通省 3 2

施策名	環境対応車普及促進対策	予算額(百万円)	600
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の促進を図ることが重要であることから、中小企業等が多く占める自動車運送事業者の次世代自動車の導入を地方公共団体等と協調して支援する。		
対象者	自動車運送事業者等		
対象事業	自動車運送事業者等が行うCNGバス・トラック、ハイブリッドバス・トラックの新規導入及び使用過程車のCNGへの改造 ※地方公共団体等から協調して補助を受けることが要件		
支援内容	対象事業を行う場合、通常車両価格との差額（若しくは改造費）の1/3以内（※）又は車両本体価格の1/4以内のいずれか低い額を補助 ※経年車の廃車を伴う新車購入の場合は、通常車両価格との差額の1/2以内又は車両本体価格の1/4以内のいずれか低い額を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	9月2日～9月30日までの間、地方運輸局及び運輸支局において、補助金交付予定枠の申込みを受け付け、交付予定枠の内定通知を行う。交付予定枠の内定を受けた者は、補助金交付申請を行う。（予定）		
備考	—		
連絡先	国土交通省 自動車局環境政策課	TEL : 03-5253-8604 FAX : 03-5253-1636 URL : http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk1.000003.html	

国土交通省 3 3

施策名	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進	予算額(百万円)	271
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくりや地域・交通事業のグリーン化を推進する観点から、地域や自動車運送事業者による電気自動車（バス、タクシー及びトラック）の集中的導入等であって他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組についての重点的な支援を行う。</p>		
対象者	自動車運送事業者等		
対象事業	自動車運送事業者等が行う電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）及び充電施設の導入		
支援内容	<p>〈電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）の導入補助〉 バス：車両本体価格の1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の1/3 〈充電施設の導入補助〉 バス：導入費用の1/2 タクシー・トラック：導入費用の1/3</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	5月10日より事業計画書の公募を開始。今後、外部有識者からなる検討会における評価を踏まえ、事業計画の認定を行う。事業計画の認定を受けた者は、補助金交付申請を行う。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 自動車局環境政策課	TEL：03-5253-8604 FAX：03-5253-1636 URL： http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000020.html	

国土交通省 34

施策名	超小型モビリティの導入促進	予算額(百万円)	201
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する。		
対象者	地方公共団体等		
対象事業	地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった、超小型モビリティの先導導入や試行導入の優れた取組み		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○超小型モビリティの導入 補助率：車両本体価格の1/2（民間事業者等にあっては1/3） ○事業計画の立案 補助率：事業計画立案費用の1/2（民間事業者等にあっては1/3） ○導入効果検証の実施 補助率：導入効果検証費用の1/2（民間事業者等にあっては1/3） 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	5月10日より事業計画書の公募を開始。今後、外部有識者からなる検討会における評価を踏まえ、事業計画の認定を行う。事業計画の認定を受けた者は、補助金交付申請を行う。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 自動車局環境政策課	TEL：03-5253-8604 FAX：03-5253-1636 URL： http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000043.html	

国土交通省 35

施策名	国際コンテナ戦略港湾の機能強化	予算額(百万円)	40,038
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>国際コンテナ戦略港湾（阪神港、京浜港）において、我が国と北米・欧州等を直接結ぶ国際基幹航路を維持・拡大するため、両港のハブ機能の強化に向けたコンテナターミナル等のインフラ整備や、両港への貨物集約、港湾運営の民営化等のハード・ソフト一体となった総合的な施策を集中して実施し、その機能強化を図る。</p>		
対象者	港湾管理者、事業者等		
対象事業	<p>①ハブ機能の強化のためのコンテナターミナル等のインフラ整備 ②フィーダー輸送網強化による国際コンテナ戦略港湾への貨物集約 ③効率的な港湾運営</p>		
支援内容	<p>①ハブ機能の強化のためのコンテナターミナル等のインフラ整備 ・コンテナ船の大型化に対応した大規模なコンテナターミナルの整備等を推進 ②フィーダー輸送網強化による国際コンテナ戦略港湾への貨物集約 ・国際コンテナ戦略港湾との内航フィーダー輸送に係る地方の港湾における荷役機械の整備への支援等を推進。 ・民間企業や港湾管理者との協働のもと、新規内航航路等を立ち上げ、我が国発着貨物の国際コンテナ戦略港湾への集約を促進。 ③効率的な港湾運営 ・港湾運営に関する業務を一元的に担う港湾運営会社を指定し、「民」の視点による戦略的港湾運営を実現。 ・港湾運営の効率化や内航フィーダー集荷促進に寄与する事業者等に対する各種支援を実施。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	国土交通省港湾局港湾経済課	TEL : 03-5253-8628	
		FAX : 03-5253-8937	
		URL :	